

鳥取県最低賃金引き上げのお知らせと 業務改善助成金のご案内

令和5年10月5日(木)から、鳥取県の最低賃金（現行:854円）は、
時間額 **900円** になります。

「業務改善助成金」のご案内

最低賃金の引上げに対応し、引き上げた賃金を継続的に支払い続けるためには、生産性の向上や業務改善により、賃上げに対応できる職場環境を整備する必要があります。

業務改善助成金は、**事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その費用の一部を補助する助成金**です。

事業場内最低賃金と地域の最低賃金の差額が50円以下の事業所(※)が対象になります。

(※)鳥取県では、事業場内最低賃金が904円以下(10月5日以降は950円以下)の事業所が対象です。



賃金引き上げ、設備投資等を実施する前に所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による審査・決定後に、申請内容に沿って賃金の引き上げと設備投資等を実施してください。

ただし、**50人未満の事業場は、賃金引き上げ後に交付申請を行うことができます。**

ご注意ください

事業場内最低賃金の引上げを鳥取県の最低賃金の引上げ日（令和5年10月5日）より前に行うかどうかで、助成金支給の有無や支給額が異なる場合があります。詳しくは裏面の助成金受給例をご覧ください。

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2~3人	50万円	90万円
		4~6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上*	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2~3人	70万円	110万円
		4~6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上*	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2~3人	90万円	160万円
		4~6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上*	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2~3人	150万円	240万円
		4~6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5
950円以上	3/4

- ・月給制、日給制等の場合も助成対象となります。

事業場内最低賃金の算出方法は



- ・事業場内最低賃金の引き上げについては就業規則等に定める必要があります。

助成金受給例

○ 30人未満の事業所(賃金引き上げ人数 5人)が200万円の設備投資を行うと仮定

例1 事業場内最低賃金 854円 を 900円 に引き上げる場合

【10月4日以前に引き上げ】 (注1)

引上げ額 46円 → 助成率 9/10 上限額140万円 (45円コース) (○部分)
200万円 × 9/10 = 180万円 ※上限額である140万円の受給

【10月5日以降に引き上げ】 (注2)

引上げ額 0円 (注3) → 助成対象外

例2 事業場内最低賃金 870円 を 930円 に引き上げる場合

【10月4日以前に引き上げ】 (注1)

引上げ額 60円 → 助成率 9/10 上限額190万円 (60円コース) (○部分)
200万円 × 9/10 = 180万円 ※180万円の受給

【10月5日以降に引き上げ】 (注2)

引上げ額 30円 (注3) → 助成率 4/5 上限額100万円(30円コース) (○部分)
200万円 × 4/5 = 160万円 ※上限額である100万円の受給

(注1) 10月4日以前に賃金を引き上げたとみなされるためには、就業規則等を改定するだけでなく、10月4日までに引上げ後の賃金で1日以上勤務した実績が必要です。

(注2) 50人未満の事業所については、遡って差額を支払うことにより、10月4日以前に賃金引き上げを行ったものとして取り扱うことができます場合があります。

(注3) 令和5年10月5日以降は事業場内最低賃金を900円以上にさせていただく必要があります。このため、10月5日以降に賃金引き上げを行った場合は900円からの引上げ額として算定します。

※助成金の支給に当たっては、上記のほかに支給要件があります。

助成対象となる設備投資等、詳しくは鳥取労働局雇用環境・均等室
(0857 - 29 - 1701) または働き方改革サポートオフィス鳥取
(0800 - 200 - 3295) へお尋ねください。

詳細はこちら →

